

平成 2 6 年 第 1 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 6 月 1 0 日（火）午後 2 時

場 所：教育委員会室

委員長	尾 上 郁 子
委員長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	松 井 慎 一
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	飯 田 常 雄

<p>尾上委員長</p>	<p>開 会 時 刻 午後 2 時</p> <p>ただいまから、平成 2 6 年第 1 1 回教育委員会定例会を開催いたします。傍聴人がいらっしゃらないということなので、進めさせていただきます。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 3 6 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを審議とします。</p> <p>教育に関する予算、条例案について、平成 2 6 年度第 2 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は、議会に上程される前の予算案、条例案に関するものであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 1 3 条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>委 員 長</p>	<p>賛成多数と認めます。これにより、会議は秘密会となります。</p> <p>なお、3 6 号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>〔第 3 6 号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕</p> <p>それでは、3 6 号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>柴田教育推進課長</p>	<p>第 3 6 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。資料をごらんいただきたいと思います。区長から教育委員長宛ての文書が載せてございます。</p> <p>記書きの部分のおまとめをさせていただきますが、3 点ございます。1 点目は、平成 2 6 年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分。2 点目、職員の配偶者同行休業に関する条例中、教育に事務に関する部分。3 点目が、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>資料をお開きいただきたいと思います。平成 2 6 年度 6 月期補正予算概要、</p>

括弧書きで教育費の案でございます。中段の部分に歳出の内訳がございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。教育総務費、そして小学校費、中学校費となっております。縦の行につきましては、最初が補正前の当初予算となっております。続いて今回の補正額、そして計となっております。

内容としてございますが、教育総務費の事務費、積立金の部分でございますが、これは指定寄付がございました。そちらにお名前も記してございますが、この方からの指定寄付ということでございまして、こちらは木全育英資金の、その基金に対する指定寄付でございます。2万円でございます。

その次に、教育指導費の報酬、報償費でございますけれども、こちらは10万円となっております。内容の欄には寄付1件とございますが、この方から20万円で、その用途として2件ということになってございます。1点目が教育指導費、報酬費によりまして、こちらは10万円ということでございます。もう一点は小学校費の学校運営費、需要費として1件、10万円でございます。この方からは、大杉東小学校、松江小学校という指定がございまして、報酬費につきましてはボランティアの大切さを学ぶための、そうした講師の派遣料としての報酬費でございます。

2点目の小学校費の学校運営費、事業費につきましては、これは体力向上に使っていただきたいということでの消耗品としての指定でございます。こちらと同じく大杉東小学校、松江小学校を対象にという指定でございます。

その下にございます中学校費でございますが、これは下にも継続費としてございますけれども、松江第五中学校の改築に伴いまして、地中障害物の撤去等による工事請負費の増額及び物価変動により工事費が増加するためということで、1億円の補正をそれぞれ追加したものでございます。以上が、この一般会計補正予算の教育事務に関する部分の1点目でございます。

続けてよろしいでしょうか。

委員長

お願いします。

教育推進課長

2点目でございます。2点目は職員の配偶者同行休業に関する条例中、教育の事務に関する部分ということでございますが、今回、この職員の配偶者同行休業に関する条例、これは職員全体の条例が改正されています。その中で、幼稚園教育職員の部分が付則でうたい込まれておりまして、その給与に関する条例を改正するものでございます。

この職員の配偶者同行休業に関する条例についてでございますが、平成2

	<p>5年11月22日付で、地方公務員法の一部を改正する法律というものが公布されました。これを受けまして、区として第2回定例議会で、新設条例するものでございます。その付則の部分に、幼稚園教育職員の給与に関する部分が付されまして、それに伴って幼稚園教育職員の給与に関する条例、これの改正を行います。</p> <p>資料にございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。幼稚園教育職員の給与に関する条例の新旧対照表がついております。第24条第2項、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員ということで、ここに記されております。この職員に対しては、給与を一切支給しないという旨の改正でございます。</p> <p>この背景なのですが、職員の配偶者が、海外での勤務等のために外国に住所、居所を定めた場合、その配偶者と生活をともにするための休業を定めた法律が、まず制定されました。これに対して配偶者として同行して休業した場合には、給与は支給しないということでの給与条例の改正につながっていくものであります。</p> <p>これは、地方公務員法の一部改正と言いましたけれども、これを導入するかどうかということは各区での判断で決定するものでございます。江戸川区としては、この法改正に伴いまして、今回、条例制定をしながら、給与条例の改正をするというものでございます。</p> <p>ちなみに23区中9区、江戸川区を含めまして9区で、第2回定例会に諮られるという状況でございます。</p> <p>3点目でございます。こちらは平成26年4月22日、第8回の教育委員会定例会の中で皆様に議決をいただいた江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例案、篠崎幼稚園を平成28年度末に閉園するといった内容の一部改正の条例でございます。36号議案については、以上でございます。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。今、お話でおっしゃった3点に関しまして、何かご質問、ご意見はございますか。</p>
上 野 委 員	<p>同行休業中の職員というのは、江戸川区は一応賛成するということですね、こういう方向に。これに対する異論というのは、あるようですけど、どういところが理由なのですか。</p>
教育推進課長	<p>先ほど少しふれましたけども、まず地方公務員法の一部改正で、こういった制度が25年に成立しています。同時に国家公務員の法律も、同じように</p>

	<p>制定されています。国も、また地方公務員法の制度について制定をされた上での、それから人事院の規則を、その後に出しています。</p> <p>こうした中で区として、これを導入するということで今回判断になったのですが、今、他の区については、まだ第2回定例議会には諮られていないという状況でございます、まだ検討中というようなことだと思います。</p>
上野委員	<p>検討中という意味ですね。</p>
教育推進課長	<p>まだ江戸川区は、今回早いほうでございます、第2回で提出させていただくということでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他、いかがでしょう。</p>
松原委員	<p>配偶者同行休業なのですけども、一般的に教員の場合には、結構、多分日本人学校に旦那が行って、そして奥さんが休職してついて行くという場合がありますよね、いわゆる都職とか区職の中で、そういった条項が今までなかったのですか。</p>
教育推進課長	<p>今回、国家公務員の法律、新設でございます、それから、地方公務員法でも改正してはいますが、これまではこういった条項がありませんでした。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
石井委員	<p>二つ目の、今の松原先生と同じところなのですけども、もし、この改正というものを制定しないと、どういうことが起こるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>これは休業を認めるということでございますので、この法改正がない場合、法律の制定がない場合、退職ということになると思います、同行する場合には、休業という制度は今までない。今回のも3年を超えない範囲でという制限はあります。</p>
石井委員	<p>そうすると、文字どおり勤めている人にとっては有利な改正ということになるわけでしょうか。</p>

教育推進課長	<p>もともとこういった制度はなかったということでございますので、こういう制度が新たに設けられたということだと思います。これは申請に基づいて、任命権者が運営に支障がないと認めた場合ということが付されておりますけれども、3年を超えない範囲内での任命権者が承認ということでございます。</p> <p>ただし、期間延長は1回に限るというものでございますので、3年以内で、延長が1回はできるということも付されております。</p>
上野委員	それは法のほうにですか。
教育推進課長	地方公務員法のほうに。
上野委員	だから、法律が変わった以上は、その整合性で当然こちらは直さざるを得ないのでしょうか。
教育推進課長	導入するかは、各区の判断になります。
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、1番目の一般会計補正予算の、この件に関しては、ご意見ございませんか。大丈夫でしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、3点目に関して。学校設置条例の一部改正の件に関して、いかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、他になれば36号議案の意見聴取に関しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨、回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>秘密会は、ここまでとさせていただきます。</p> <p>それでは、次に37号議案、江戸川区指定文化財の指定解除についてを審議いたします。内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>37号議案、江戸川区指定文化財の指定解除についてでございますが、こちらにつきましても、先の4月22日、第8回の定例会におきましてご協議いただき、文化財の保護審議会に対して諮問したものの答申でございます。</p> <p>お聞きいただきますと、平成26年5月28日付で、この日に江戸川区文化財保護審議会を開催させていただきました。そこでの協議としての方針というものでございます。こちらの縦書きのものを読ませていただきますが、平成26年4月22日付で諮問があった江戸川区文化財の指定の解除については、江戸川区文化財保護条例第25条の規定により、別紙のとおり答申しますというものであります。</p> <p>別紙裏面でございますが、文化財の名称、指定天然記念物、植物としての浅見家のクスノキでございます。指定解除の理由は、平成25年6月12日に保護樹の指定が解除されており、このたび、平成26年4月12日付で所有者より文化財の指定解除の申請があったと。現地調査の結果、本来の樹形をとどめておらず、文化財としての価値を失ったと判断するというものでございます。</p> <p>これが文化財保護審議会からの答申でございます。以上でございます。</p>
委員 長	<p>何かご質問、ご意見ございますか。</p> <p>4月22日お写真を見せていただいたものですね。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>他になければ、第37号議案は原案のとおり決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第3、教育関係事務局報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。</p>
松井指導室長	<p>行事名は、知的障がい児自然体験、森へ行こうよツアー2014でございます。</p>

	<p>ます。申請者はNPO法人くるーんnetです。昨年度に引き続き、今年度が2回目ということになります。</p> <p>事業の目的は、知的障がい児と、その家族が自然体験活動を通じて、豊かな感覚の伸長を図ることを目的としております。実施日時につきましては2回に分けて実施いたします。1回目はキャンプ、26年8月8日、9日。2回目は9月28日に、篠崎のビオトープへ行くということでございます。経費につきましては、キャンプについては大人が1万3,500円、小学生以下が1万1,500円、2回目のビオトープ見学につきましては、散策につきましては300円ということでございます。</p> <p>事業内容、昨年度認めていただいたものと同じであるということと、区内の知的障害児・者とその家族に対するものであることということで、昨年度は1回目のキャンプが40名、2回目の遠足のようなものが30名、合計70名の参加がありました。今年度につきましても後援名義の申請が来ておりますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	ありがとうございます。この件に関して、何かご質問、ご意見ございますか。
石井委員	確認なのですが、キャンプ40人、それから遠足30人ということで、全部が区内の方ということですか。
指導室長	対象が区内の知的障がい児・者と、その家族ということになっております。
委員長	40人というのは、大人と子ども合わせて40人ということですか。
指導室長	はい。
委員長	いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 他になければ、ただいまの報告事項を了承させていただきます。ありがとうございました。 続きまして、いじめ電話相談についてのご報告をお願いいたします。
教育研究所長 (指導室長)	5月の教育研究所のいじめ電話相談につきまして、ご報告をさせていただきます。5月は2回、2件ございました。小学校4年生の男児にかかわるもの、それから中学校2年生の女子にかかわるものの2点でございます。相談

委員 長	<p>者は、ともに母親からということです。以上です。</p> <p>ありがとうございます。何かご意見、ご質問ございますか。 それでは、ただいまの報告事項を了承をいたします。 あとは、何かございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、以上をもちまして、平成26年第11回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後2時32分</p>